

事 務 連 絡

令和2年10月19日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）  
の一部改正について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（以下「国事務連絡」という。）の送付がありましたので、下記ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

なお、国事務連絡では、施設等での面会に関して、「緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること」としつつ、制限の程度については、都道府県等が示す対策の方針等も踏まえて、施設等の管理者が判断することとされています。これに関して、本県の面会に関する方針は、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」において、「面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等の活用を要請する。」としておりますので、改めてお知らせするとともに、面会の実施に当たっては、国事務連絡を踏まえた対応をいただきますようお願いいたします。

【関係ホームページ】

[国] 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）一部改正  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

[国] 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

[県] 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--